四　法第十二条の二第三項（法第十二条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により返納を命ずること。

第十二条に次の二号を加える。

十四　第六条の十八（第六条の二十三、第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により範囲を限定し、条件を付し、及びこれを変更すること。

十五　第六条の二十（第六条の二十三、第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による再交付をすること。

別表第二法第二条第九号の認定に係る評価の項を次のように改める。

法第二条第九号の認定に係る評価	四十二万円
建築物の外部の仕上げに用いるもののその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円

別表第二令第一条第五号の認定に係る評価の項及び令第一条第六号の認定に係る評価の項を次のように改める。

令第一条第五号の認定に係る評価	四十二万円
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円
令第一条第六号の認定に係る評価	四十二万円
ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円

別表第二令第百十二条第一項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第百十二条第二項第一号の認定に係る評価	百五十万円

別表第二令第百十五条の二第一項第四号ハの認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十万円
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十四万円
排煙機を設けるもの	五十八万円
右に掲げるもの以外のもの	

別表第二令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	三十五万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	七十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	九十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円

別表第二令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同表令第百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価の項中「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同表令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十九条第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十万円
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十四万円
排煙機を設けるもの	五十八万円
右に掲げるもの以外のもの	
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	四十万円
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十四万円
排煙機を設けるもの	四十四万円
右に掲げるもの以外のもの	五十八万円

別表第二備考中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改める。

別記第二号様式第四面９欄ホ中「適用があるときは、」を削り、同欄ニを次のように改める。

【ニ．認定型式の認定番号】

第　　号

別記第二号様式第四面９欄ホ中「建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該」を「認証型式部材等」に改め、同欄ホを同欄ヘとし、同欄ニの次に次のように加える。

【ホ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ